

令和 7 年岩見沢市議会第 2 回臨時会付議事件

事 件 番 号	件 名
	議席の一部変更について
選任第 1 号	常任委員会委員の選任
選任第 2 号	議会運営委員会委員の選任
選任第 3 号	新病院建設特別委員会委員の選任
選任第 4 号	総合戦略特別委員会委員の選任
報告第 1 号	専決処分した事件の承認について（岩見沢市税条例の一部改正）
議案第 4 3 号	監査委員の選任について

報告第 1 号

専決処分した事件の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 16 日提出

岩見沢市長 松 野 哲

専 決 処 分 書

岩見沢市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 1 日

岩見沢市長 松 野 哲

岩見沢市税条例の一部を改正する条例

岩見沢市税条例（昭和 25 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 17 条を次のように改める。

（公示送達）

第 17 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置

をとるとともに、公示事項が記載された書面を岩見沢市公告式条例（昭和 18 年条例第 1 号）に定める掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

第 27 条第 4 項中「地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

第 27 条の 3 中「又は扶養控除額」を「、扶養控除額又は特定親族特別控除額」に改める。

第 29 条の 2 第 1 項ただし書中「若しくは法第 314 条の 2 第 4 項」を「、法第 314 条の 2 第 4 項」に改め、「扶養控除額」の次に「若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 29 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号及び第 29 条の 3 の 3 第 1 項において同じ。）（前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」を加え、同条第 9 項中「第 15 項」を「第 16 項」に改める。

第 29 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 29 条の 3 の 3 第 1 項各号列記以外の部分中「者に限る。）」の次に「若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。）」を加え、同項第 3 号中「扶養親族」の次に「又は特定親族」を加える。

第 70 条第 1 項中「原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び 2 輪の小型自動車（以下軽自動車税について「軽自動車等」という。）」を「軽自動車等（法第 442 条第 1 項第 3 号に規定する軽自動車等をいう。以下軽自動車税について同じ。）」に改め、同条第 3 項本文中「軽自動車税を」を削る。

第 72 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「0.09 リットル以下のもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号エを同号オとし、同号ウ中「0.09 リットルを超えるもの」の次に「（ウに掲げるものを除く。）」を加え、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.

0 キロワット以下のもの 年額 2, 0 0 0 円

第 7 5 条第 1 項後段を削り、同条第 3 項を削り、同条第 2 項中「については」を「にあっては」に、「、原動機付自転車」を「並びに原動機付自転車」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から 1 5 日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び 2 輪の小型自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 3 3 号の 4 の 2 様式による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては施行規則第 3 3 号の 5 様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。

第 7 8 条第 2 項各号列記以外の部分中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 9 5 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 9 5 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 9 5 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第 1 0 条の 3 中第 1 3 項を第 1 4 項とし、第 1 2 項を第 1 3 項とし、第 1 1 項の次に次の 1 項を加える。

1 2 市長は、法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 4 9 号）第 5 条の 2 第 1 項に規定する管理組合の管理者等から法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 2 項に規定する期間内に施行規則附則第 7 条第 1 7 項各号に

掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附則第17条を次のように改める。

(加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例)

第17条 令和8年4月1日以後に第81条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第81条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第82条の2の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第83条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第81条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。

(1) 葉たばこ（たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。） 当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。）の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法

2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるものの以外のもの

重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

３ 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

４ 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第８２条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。

（１） 第１項第１号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの

（２） 第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第８２条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であつて当該加熱式たばこのみの品目のもの

附則第１８条の２の４中「に対しては」の次に「、北海道における自動車税の環境性能割の減免の例により」を加える。

附則第１９条の２の前の見出し中「、課税免除及び減免」を「及び課税免除」に改める。

附則第１９条の４を削る。

附 則

（施行期日）

第１条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（１） 第２７条の３、第２９条の２第１項ただし書、第２９条の３の２第１項第３号及び第２９条の３の３第１項の改正規定並びに附則第３条の規定
令和８年１月１日

（２） 附則第１７条の改正規定及び附則第６条の規定 令和８年４月１日

（３） 第１７条及び第２７条第４項の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲

げる規定の施行の日

（公示送達に関する経過措置）

第2条 この条例による改正後の岩見沢市税条例（以下「新条例」という。）

第17条の規定は、前条第3号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第27条の3及び第29条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分以前の年度分の個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第29条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第29条の3の2第1項第3号及び第29条の3の3第1項において同じ。）（前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第29条の3の2第1項の規定は、令和8年1月1日以後に支払を受けるべき新条例第29条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第29条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の岩見沢市税条例（以下「旧条例」という。）第29条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第29条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第29条の3の3第1項の規定は、令和8年1月1日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第29条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第29条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第4条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度以前の年度分の固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第5条 新条例第72条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 次項に定めるものを除き、令和8年4月1日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第17条第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、岩見沢市税条例（以下「市税条例」という。）第81条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る市税条例第83条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第17条の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

（1）市税条例第83条第3項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第17条第1項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

（2）新条例附則第17条の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

岩見沢市税条例の一部を改正する条例の概要

第 1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 7 号)等の施行に伴い、新基準の原動機付自転車に係る軽自動車税種別割の税率の設定を行うほか、所要の規定の整備を行う。

第 2 改正の内容

- (1) 総排気量が 1 2 5 c c 以下かつ最高出力を 4 . 0 k W 以下に制御した新基準の原動機付自転車に係る軽自動車税種別割について、税率を年額 2 , 0 0 0 円 (旧基準の原動機付自転車と同額) とする。

(第 7 2 条関係)

- (2) その他公示送達、市民税、固定資産税、軽自動車税及び市たばこ税に係る所要の規定の整備を行う。

第 3 施行期日

改正の内容	施行日
上記第 2 (1) 上記第 2 (2)のうち、下記に掲げるもの以外	公布の日
上記第 2 (2)のうち、市民税に係る改正の一部	令和 8 年 1 月 1 日
上記第 2 (2)のうち、市たばこ税に係る改正	令和 8 年 4 月 1 日
上記第 2 (2)のうち、公示送達に係る改正	地方税法等の一部を改正する法律 (令和 5 年法律第 1 号) 附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日

